熊谷市地域公共交通会議財務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、熊谷市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第１３条の規定に基づき、熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第２条　交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

２　交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

３　交通会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。

（予算区分）

第３条　歳入予算及び歳出予算の区分は、別表のとおりとする。

２　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表以外の予算区分を定めることができる。

（出納等）

第４条　交通会議の出納は、会長が行う。

２　事務局は、会長の命を受けて会計事務を行う。

３　交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

４　交通会議は、出納の管理を行うため、必要な簿冊を備えるものとする。

（決算等）

第５条　会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

２　会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第６条第３項に規定する監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

３　会長は、第１項の規定により交通会議の承認を得たときは、速やかに当該決算書の写しを熊谷市長に報告しなければならない。

（委任）

第６条　この規程に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２２年２月２日から施行する。

別表（第３条関係）

歳入予算の区分

科目
１　負担金
２　補助金
３　繰越金
４　諸収入

歳出予算の区分

科目
１　事務費
２　事業費
３　諸支出金
４　予備費